

○厚生労働省告示第百四十号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第二項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。
 令和五年三月三十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 （傍線部分は改正部分）

改正後

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第二項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 (略)

3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4・5 (略)

別表

- 1 購入基準
- (1) (略)
- ア・イ (略)
- ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注)
 1～3 (略)
 4 陽性モジュールの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

改正前

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第二項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。

2 (略)

3 法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4・5 (略)

別表

- 1 購入基準
- (1) (略)
- ア・イ (略)
- ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注)
 1～3 (略)
 (新設)

エ～キ (略)
 備考 (略)
 (2) (略)
 ア・イ (略)

エ～キ (略)
 備考 (略)
 (2) (略)
 ア・イ (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注) 1～3 (略) 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。				

エ～キ (略)
 備考 (略)
 (3)・(4) (略)
 (5) その他

種 目	名 称	基本構造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走 査入力方 式	(略)	プリンタ (必要に応 じて) (略)	(略)	(略)	プリンタを必 要としない場 合は、15,000 円減じた価格 とすること。
	(略)	(略)	(略)	(略)		ひらがな等の 文字綴り選択 による文章の 表示や発声、 要求項目やシ ンボル等の選 択による伝言 の表示や発声 等を行うソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器及びプ リンタ(必要 に応じて)に より構成され たものである こと。その他、

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注) 1～3 (略) (新設)				

エ～キ (略)
 備考 (略)
 (3)・(4) (略)
 (5) その他

種 目	名 称	基本構造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走 査入力方 式	(略)	プリンタ (略)	(略)	(略)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)		ひらがな等の 文字綴り選択 による文章の 表示や発声、 要求項目やシ ンボル等の選 択による伝言 の表示や発声 等を行うソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器及びプ リンタとして 構成されたも の。その他、 障害に応じた 付属品を修理

						障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。 (略)
--	--	--	--	--	--	---

備考 (略)

2 借受け基準

- (1) (略)
- (2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格円	備考
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	(略)	プリンタ (必要に応じて) (略)	(略)	プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

3 修理基準

- (1) (略)
- ア ソケットの交換
 - (ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格円		備考
			基本価格	複製価格	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

						基準の中から加えて加算することができること。 (略)
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

備考 (略)

2 借受け基準

- (1) (略)
- (2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格円	備考
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	(略)	プリンタ (略)	(略)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。 (略)

備考 (略)

3 修理基準

- (1) (略)
- ア ソケットの交換
 - (ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格円		備考
			基本価格	複製価格	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注
 1～3 (略)
 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

- (イ) (略)
 イ～カ (略)
 (2) (略)
 ア ソケットの交換
 (ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注
 1～3 (略)
 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

- (イ) (略)
 イ～オ (略)
 (3) 装具

修 理 項 目			価 格 円	備 考
(略)			(略)	
オ その他の交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具	(略)	(略)	単なる剥離に対する再接着修理は、交換とは認められない。(注4)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	

注
 1～3 (略)
 (新設)

- (イ) (略)
 イ～カ (略)
 (2) (略)
 ア ソケットの交換
 (ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注
 1～3 (略)
 (新設)

- (イ) (略)
 イ～オ (略)
 (3) 装具

修 理 項 目			価 格 円	備 考
(略)			(略)	
オ その他の交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具	(略)	(略)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	

注

1～3 (略)

4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9月以内は接着不良としての修理を認めないこと。

(4)・(5) (略)

注

1～3 (略)

(新設)

(4)・(5) (略)